

# 上神明小学校いじめ防止基本方針

品川区立上神明小学校

## 1 基本方針の策定

「上神明小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」「品川区いじめ防止対策推進条例」「品川区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校におけるいじめ根絶に取り組むための対策を推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、区立学校に在籍する児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止への基本的な考え方

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。また、いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識の下、保護者、地域住民および品川区教育委員会、関係機関等と日頃より連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、次のような取組を推進する。

### (1) いじめを許さない学校づくり

学年・学級での指導を基盤とし、特に良好な人間関係形成のため、体験学習等の充実や児童会・生徒会等による主体的な取組を推進し、豊かな情操と道徳心を培い、児童・生徒がいじめは決して許されないことを自覚できるよう努める。

### (2) いじめについて相談しやすい体制づくり

児童・生徒との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を密にすることにより、児童・生徒からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関等からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。

### (3) 教員の指導力向上

いじめに適切に対応できるよう教員の指導力と資質・能力の向上を図るため、研修の充実を図る。学校だけで早期に解決することが難しい場合には、品川学校支援チーム「HEARTS」の派遣などにより支援を受ける。

### (4) 学校と保護者の連携

学校と保護者は、児童・生徒がいじめを行うことがないよう、規範意識を養うよう努めるとともに、いじめの情報を得た場合には、必要に応じて関係機関に速やかに連絡・相談するなどして、児童・生徒をいじめから保護し、いじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 4 学校における取組

いじめを防止し、解決するために、区教育委員会、児童相談所、警察署等の関連機関と連携して取り組む。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「法」、「区条例」、「東京都いじめ防止対策基本方針」および「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の趣旨を踏まえ、学校の実情に応じた「上神明小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に努める。

### (2) 組織的対応の推進

- ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、管理職、教務主任、生活指導主任、保健主任、当該担任、スクール・カウンセラー等で構成する「いじめ対策委員会」を置く。
- イ 特に要配慮児童がいじめの被害（加害）に関わる場合に備えて、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等で構成する「特別支援校内委員会」でも、いじめ防止の視点をもって運用する。
- ウ 重大事態が発生した場合には、学校は、「区条例」第 21 条に基づき、教育委員会に報告するとともに、いじめ対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を早急に実施する。

### (3) いじめの防止等に関する取組

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

#### ア いじめの未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に醸成する。
- ・市民科学習等を通じて、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる。
- ・学校と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより等で、学校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。
- ・都の「ふれあい月間」の期間には、特に重点的にいじめの未然防止の指導を行う。
- ・校長は、毎月 1 回、人権やいじめに関する講話を全校朝会で行う。
- ・各学級では、年に 2 回（1 学期と 3 学期）に Hyper-QU テストを実施して、学級内の人間関係を調査データにもとづく方法でも把握することに努める。
- ・全校で人権標語や人権ポスターの作成に取組み、人権意識の深化を図る。
- ・土曜授業日や学校公開日などに「いじめ根絶バッジ」を全校児童に着用させ、いじめ根絶の機運を醸成する。
- ・携帯電話やスマートフォン等の利用によるインターネットを媒介としたいじめを防止するため、教員に対して情報モラルに関する研修を行うとともに、児童・生徒や保護

者に対して「SNS 上神ルール」を周知し「SNS 家庭ルール」等の作成と活用についての働きかけを推進する。

#### イ いじめの早期発見

- ・朝の会で全員の心身の健康状態を把握する。
- ・学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、学期に1回の生活アンケートを実施する。
- ・児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を整備し、保健室や相談室の利用ができることを周知する。
- ・目安箱等を有効活用して、児童・生徒が直接相談できる窓口について周知する。

#### ウ いじめの早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告・連絡・相談を行うとともに、管理職の指示のもと、組織的に対応する。
- ・生活アンケート等で把握できた「いじめ事例」「いじめの可能性のある事例」については、最優先で事実関係の把握に努める。
- ・いじめられた児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全と安心の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめた児童・生徒への指導を徹底する。
- ・保護者からいじめに関する報告や相談を受けたら、内容を具体的に聞き取り、早急に事実確認と報告をする約束をして、管理職に速やかに報告し、調査や指導を行う。

#### エ 重大事態への対処

- ・「生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑い」「相当期間（年間30日以上もしくは一定期間連続して）欠席を余儀なくされた疑い」がある場合は重大事態として、区教育委員会に報告するとともに、「HEARTS」や警察等の関係機関との相談・連携のもとで迅速な対応を心がける。
- ・事実関係を把握するための調査を組織的に行い、区教育委員会による調査に協力する。

## 5 その他

- ・いじめの予防や解決を最重要方針として学校経営するために「品川区いじめ根絶協議会」や「品川区いじめ対策委員会」からの情報や方針に沿った取組になるようにする。
- ・児童・生徒・保護者がいじめに関する悩みや不安について、「HEARTS」専用電話、心のフリーダイヤル、電話相談や来所相談のできる教育相談室の利用や「HEARTS」、巡回相談員およびスクール・カウンセラーが対応するなど、相談できる体制を整える。また、その他の相談窓口についても、定期的に周知する。
- ・「地域健全育成連絡協議会」「三校生活指導連絡会」「小中一貫の日」等で、児童生徒の実情を情報共有し、同地区内の小中学校で連携して、いじめの防止に取り組む。
- ・児童・生徒の教育について第一義的な責任をもつ保護者に対して、市民科地区公開講座や土曜授業公開日、保護者会、PTA活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。
- ・日頃から学校と町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声かけ等の取組を行うとともに、学校行事や校区教育協働委員会、地域健全育成運営協議会等の機

会を活用した連携により、地域とともにある学校づくりを推進する。

- 児童・生徒の健全育成を推進するため、児童相談所、警視庁、少年センター、すまいるスクール（「全児童放課後等対策事業」）、児童センター、民生・児童委員等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、連携を強化する。